

## 「資料整備装置」仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、資料整備装置を構成する機器に適用する。

### 2 品名及び数量

品名及び数量は、下表の通りとする。

品名	数量
管理用端末	1式
データ保存用ハードディスク (バックアップ装置を含む。)	1式
プリンター複合機	1式

### 3 使用条件

- (1) 各装置は、AC100V±10% (50／60Hz) で安定した動作をすること。
- (2) 本機器構成は、24時間運用に耐えられること。
- (3) 各装置とも日常の運用及び保守点検に必要なマニュアル（簡易含む。）を添付すること。
- (4) 本機器構成間における通信プロトコルはTCP/IPとし、IPv4及びIPv6に対応すること。  
なお、無線LANは使用しないこと。
- (5) 各装置に対する耐震対策を施すこと。
- (6) 調達物品は、グリーン購入法（「国等による環境物品等の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項）に基づく調達の基本方針に適合した商品であること。
- (7) ソフトウェアにおいては、契約時における最新版を搭載すること。また、指定している機器で正常に動作すること。
- (8) 暗号化に使用するアルゴリズムは、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（平成25年3月1日総務省・経済産業省）に掲載されているものを使用すること。

### 4 導入条件

#### (1) 設置場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県警察本部警備部警備第一課

#### (2) ケーブル敷設

設置場所の電源工事等は、本調達の範囲外とする。ただし、既設の電源設備から、本調達に係る機器までの配線及びLANケーブル等の敷設については、契約請負業者において必要な部材を用意し、行うとともに、旧システムで使用していた不要なLANケーブルを撤去すること。LANケーブルの敷設ルート、線種等については、事前に鳥取県警察本部の承認を得ること。

なお、設置工事において撤去した旧システムのLANケーブル等については、契約請負業者が引き取り、廃棄処分を行うものとする。

(3) 設置調整

各装置の据付、接続、機器調整及び動作確認は、契約請負業者が行うこと。装置据付については、必要な落下防止措置等を施すこと。

(4) 操作説明

各装置の納入完成後、鳥取県警察本部の担当者に対して、所要の操作説明を行うこと。

(5) データ移行支援

現行装置から本装置へのデータ移行を支援すること。

## 5 一般共通事項

(1) 遵守事項

ア 作業にあっては、本仕様書及び関係法規等を遵守の上、確実堅固・美観に留意して行うこと。

イ 情報の漏えい、改ざん、消去等の防止及び情報セキュリティ確保に努めること。

ウ 作業中に搬入機器、既存物その他現用設置機器に損傷を与えないよう養生を行うこと。

また、作業従事者及び第三者に対して障害を及ぼした際は、速やかに鳥取県警察本部に報告するとともに、契約請負業者はその補償を行うこと。

エ 作業時間は、原則として鳥取県警察本部執務時間に準ずること。

なお、時間外及び土・日曜日・祭日等に就業する場合においては、事前に鳥取県警察本部の承認を得ること。

オ 作業期間中は、業務に支障を与えないように十分に留意すること。

カ 仕様書に明記していない事項にあっても、構造上必要な作業及び自然付帯の作業は、全て鳥取県警察本部の指示により契約請負業者の負担において行うこと。

(2) 作業員

ア 契約請負業者は、作業に先立ち現場代理人及び主任技術者を定めること。また、作業中は、常に現場代理人を派遣し、鳥取県警察本部との連絡及び作業全般の責にあたらせること。

イ 契約請負業者は、作業に従事する作業員の身元、風紀、衛生及び規律の保持に関する一切の責任を負い、鳥取県警察本部が適当でないと判断した作業員を従事させてはならない。

ウ 作業員は、服装・名札・腕章等の着用などにより、当該者が契約請負業者の作業員であることを明らかに確認できるようにすること。

エ 契約請負業者は、契約締結後速やかに作業を行う作業員の名簿（氏名、所属部署、担当業務が記載されているもの）を任意に書式にて作成し、鳥取県警察本部に提出すること。

(3) 疑義及び変更

ア 作業中に疑義が生じた場合、又は作業上支障が生じた場合における作業方法の変更は、全て鳥取県警察本部に連絡し、承認を得て行うこと。

イ 設計及び作業方法について、鳥取県警察本部の指示により多少の変更を行うことがあるので、その指示に従うこと。

(4) 作業場所の管理

ア 作業中は、火災、盗難、その他事故が発生しないように十分注意し、常に諸機材の整理を行うこと。

イ 作業により生じた廃材等は、契約請負業者が関係法令に基づいて適切かつ速やかに処理すること。

## 6 機器の構成

各ハードウェアの基本構成及び構造

品名	品目	数量	記事
管理用端末	本体部	1式	
	ソフトウェア	1式	
	付属品	1式	
	添付品	1式	
データ保存用ハードディスク (バックアップ装置を含む。)	本体部	1式	
	ソフトウェア	1式	
	データバックアップ装置	1式	
	付属品	1式	
	添付品	1式	
プリンター複合機	本体部	1式	
	付属品	1式	
	添付品	1式	

## 7 機能及び仕様

(1) 管理用端末

品目	項目	機能及び仕様
本体部	CPU	Corei5-9500プロセッサー周波数3.00GHz以上の処理能力を有すること。
	メモリー	主記憶容量は8GB以上を有すること。
	SSD	ディスク容量は256GB以上を有すること。
	USBポート	USB2.0以上を5ポート以上有すること又は外付けのUSBハブを使用し前記基準を満たすこと。
	ディスプレイ	18.5インチワイド以上のTFT方式、カラー液晶ディスプレイであること。
	キーボード	JIS規格109配列に準拠したものであること。
	マウス	ホイール機能の付いた光学式2ボタンマウスであること。
	省エネ	省電力に寄与するため、電源連動式サービスコンセントを有し、ディスプレイを使用しない場合には、本体と連動し電源が自動でシャットダウンできるこ

		と。
ソフト ウェア	OS	Microsoft Windows11pro 64ビット版（日本語版） 又はこれと同等以上のものとし、最新の修正ファイルが適用されていること。
	ウイルス対策 ソフト	基本OSで動作する以下の機能を持つソフトウェア（日本語版）を搭載すること。 (1) ウイルスチェック機能を常駐可能であり、ファイルアクセス時に自動でウイルスチェックを実行可能であること。また、定期的にハードディスクの全領域をチェックする機能を設定すること。 (2) 契約時における最新版であること。 (3) ウイルス定義ファイルを取り込み、更新が可能であること。 ※ ウイルス対策ソフトは県警が用意するが、ソフトのインストールは契約請負業者が行うこと。
	業務に必要な ソフトウェア	(1) Microsoft Office LTSC (2) 一太郎Pro 6JL (3) その他、本仕様書に定める機能を実現するために必要なソフトウェア
	利用者認証	県警が保有するローレル社製「FSS-NP」を継続利用して以下のとおり設定すること。 (1) 管理者権限と一般ユーザ権限を分離し、保守作業等の必要最小限の作業を除き、一般ユーザ権限でシステムの運用が行えなければならない。 (2) 可能な限り生体情報による認証機能を設けなければならない。パスワードによる機能を設けるときは、必要に応じてICカード等認証機器を用いた認証機能と組み合わせるなどして、認証機能を強化しなければならない。 (3) 15分以上操作のない状態が続くと再び認証を求める機能を設けなければならない。また、当該設定は一般利用者の権限では変更できないようにしなければならない。 (4) パスワードによる認証を設けるときは、パスワードは可能な限り英数字・記号を含む8文字以上の文字列とし、これを満たさないパスワードを設定できないように技術的な対策をとらなければならない。 (5) パスワードによる認証を設けるときは、一般利用者自身がパスワードを変更できる機能を設ければならない。

外部記録媒体 利用制限	<p>県警が保有するローレル社製「FSS-NP」を継続利用して以下のとおり設定すること。</p> <p>(1) 不正使用を防止するため、USB、CD/DVD、シリアルポート等の使用を制限するソフトを有すること。</p> <p>(2) 事前の許可なしに外部記録媒体からのファイルの入力が技術的に行えないようすること。</p> <p>(3) 外部記録媒体への出力を、自己復号型暗号又は警察が管理する電子計算機以外の電子計算機では技術的に復号できない暗号により行う機能を設けること。</p> <p>(4) 事前の許可なしに外部記録媒体への出力が技術的に行えないよう設定すること。ただし、警察が管理する電子計算機以外の電子計算機では技術的に復号できない暗号による出力については、事前の許可なく行うことを可とする。</p> <p>(5) 警察が管理する電子計算機以外の電子計算機では技術的に復号できない暗号による出力を許可したときは、平文又は自己復号型暗号による出力が行えないよう制限する機能を設けること。</p> <p>(6) 事前に登録済みの外部記録媒体以外の外部記録媒体への出力が技術的に行えないよう設定すること。光ディスク媒体に限りファイルの出力が行えることは可とする。</p> <p>(7) ドライブの使用可否について制限できる機能を有すること。</p> <p>(8) 外部記録媒体の利用の許可は、管理者権限以外の権限を用いて行えること。</p>
証跡	<p>県警が保有するローレル社製「FSS-NP」を継続利用して以下のとおり設定すること。</p> <p>サーバ等へのアクセスについては、アクセスした日時及び利用者を特定できる情報を証跡として取得し、5年以上保管できること。</p> <p>電子計算機については、次の証跡を取得できる仕様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン・ログアウトした日時</li> <li>・ログイン・ログアウトしたユーザを特定できる情報</li> <li>・ファイル操作日時</li> <li>・ファイル操作した者を特定できる情報</li> <li>・操作したファイル名</li> <li>・操作ファイルの保存場所</li> </ul>

ハードディスク暗号化	<p>県警が保有するローレル社製「FSS-NP」の継続利用して以下のとおり設定すること。対応できない機能についてはWindows標準の機能などで補完すること。</p> <p>下記の暗号化に対応していること。</p> <p>なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブ暗号</li> <li>・フォルダ暗号</li> <li>・ファイル暗号</li> </ul>	
証跡収集ソフト	<p>県警が保有するローレル社製「FSS-NP」を継続利用して以下のとおり設定すること。</p> <p>外部記録媒体の証跡収集ができること。</p> <p>(1) 外部記録媒体の使用に関する証跡として、次に掲げる項目を取得し、5年以上保管できること。</p> <p>ア 入出力日時</p> <p>イ 操作した者を特定できる情報 (ID、ユーザ名等)</p> <p>ウ 入出力したファイルの名前 (拡張子を含む。) 及びサイズ</p> <p>エ 入出力 (読み込み、書き出し) の別</p> <p>オ 出力時の平文、暗号文の別</p> <p>(2) 外部記録媒体の使用の許可に関する証跡として、次に掲げる項目を取得し、1年以上保管できること。</p> <p>ア 使用の許可の期限</p> <p>イ 使用許可者を特定できる情報 (ID、ユーザ名等)</p> <p>(3) (1)及び(2)の証跡について、ディスプレイ表示又は印字による確認を行えること。</p>	
付属品	接続用品	機器の接続に必要なケーブル等を含むこと。
添付品	リカバリ媒体	工場出荷状態にリカバリ可能のこと。
	リカバリ手順書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	セキュリティスロット	標準サイズ (7mm×3mm) のセキュリティスロットを備え付けていること。
	試験成績書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	取扱説明書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
その他	各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。	

(2) データ保存用ハードディスク

品目	項目	機能及び仕様
本体部	本体	(1) データの保存に十分な容量であること。 (2) 管理用端末に内蔵できること。
ソフトウェア	ハードディスク暗号化	下記の暗号化に対応すること。 なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。 ・ドライブ暗号 ・フォルダ暗号 ・ファイル暗号
バックアップ装置	データバックアップ装置	データ保存用ハードディスクに格納されたデータのバックアップが可能な容量（2TB×4（RAID5）、保守用に交換用HDDを1本付けること）が確保されていること。
	ハードディスク暗号化	下記の暗号化に対応すること。 なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。 ・ドライブ暗号 ・フォルダ暗号 ・ファイル暗号
付属品	接続用品	機器の接続に必要なケーブル等を含むこと。
添付品	リカバリ媒体	工場出荷状態にリカバリ可能のこと。
	リカバリ手順書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	試験成績書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	取扱説明書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
その他		各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。

(3) プリンター複合機

品目	項目	機能及び仕様
本体部	本体	(1) インクジェット方式であること。 (2) スキャン機能の原稿サイズは、A4判に対応していること。 (3) A4判の印刷が可能であること。 (4) カラー4色以上であること。 (5) TIFF、Muluti-TIFF、JPEG、BMP、PDFのファイル

		形式をサポートすること。 (6) 国際エネルギースター プログラム適応商品であること。 (7) パソコン本体とは、USB又はLAN接続できること。 (8) 無線機能は停止すること。
付属品	接続用品	機器の接続に必要なケーブル等を含むこと。
添付品	リカバリ媒体	工場出荷状態にリカバリ可能であること。
	リカバリ手順書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	試験成績書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
	取扱説明書	日本語表記とし、鳥取県警察本部の承認を受けること。
その他		各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。

## 8 その他特記事項

- (1) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等について  
は予め鳥取県警察本部に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リス  
クに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、鳥取県警察本部と迅速かつ密接  
に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器  
等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性  
を組み込むことををいう）が疑われると鳥取県警察本部が判断した場合は、契約御  
者において調査及び必要な措置を講じること。

## 8 検査

- (1) 検査は、構成、構造、機能及び性能について行うものとする。
- (2) 検査は、設置場所において、鳥取県警察本部検査官が立会いの上で行う。
- (3) 検査に必要な施設及び機器は、契約請負業者が準備することとする。
- (4) 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、鳥取県警察本  
部検査官の指示に従うこと。

## 9 履行期限

令和8年3月19日までに、全ての作業を完了すること。